

税・社会保障制度における専業主婦への「配慮」 オーストラリア・ドイツ・日本・スウェーデン・イギリス・アメリカの6カ国について

日本女子大学 埋橋孝文

1. 問題の所在

専業主婦に対して各国の税・社会保障制度がどのように対応しているかを、世帯所得を一定にして明らかにする（＝水平的再分配を検証）。

与件（家族形態の違い）

税・社会保障制度

税額・社会保障負担額の違い

考慮すべき制度上のパラメータ

1) 課税単位、2) 課税最低限、3) 所得控除、4) 税率、5) 税額控除、6) 社会保険料、7) 現金移転

2. 資料と方法

資料；OECDの Taxing Wage1999-2000, 2000Edition

方法 1. 異なる世帯所得レベル（67%,100%,133%,167%）ごとに、片働き世帯と共働き世帯の税率・社会保障負担率の違いをシミュレートする（今回は子0人のケースで）。

方法 2. 異なる世帯所得レベル（67%,100%,133%,167%）ごとに、片働き世帯と単身世帯の税率・社会保障負担率の違いをシミュレートする。

方法 3. 上の違いをもたらしている（もたらしていない）制度上の特徴（パラメータ）を各国ごとに明らかにする。

3. 結果 1（税負担率を中心に）

イギリス、オーストラリア；片働き世帯のほうが共働き世帯よりも税負担率がかなり高い（イギリスの場合，社会保険料も高い）。

ドイツ，日本，スウェーデン；ほぼ同じ。

アメリカ；まったく同じ。

【上のような違いをもたらしている（もたらしていない）制度上の特徴（パラメータ）

タ)】

オーストラリア 世帯の課税所得が同じでも税率が異なるため。

ドイツ 2分2乗方式の採用により差が基本的でない。共働き世帯には給与所得控除が2人分あるが、あまり影響を及ぼさない(2000と4000マルク)

日本 多くのケースで、配偶者控除(含む・特別配偶者控除)76万>妻の基礎控除38万+妻の勤労控除、のため、やや片働きのほうが税が低い。

スウェーデン 多くのケースで、所得控除の基礎控除と税額控除のその他が片働きでは少ないため、やや片働きのほうが税が高い。

イギリス 働いている妻の基礎控除(4335ポンド)があり、社会保険料の計算式 = (粗所得 - 3432) × 10%のため、かなり片働きのほうが税・社会保険料が高くなる。

アメリカ 課税単位が世帯であり(選択制)、しかも所得控除や税額控除、社会保険料も差が生じない形になっている(注・イギリスと同じく所得控除の基礎控除があるが、それは専業主婦に対しても与えられる。

4. 結果2 (税負担率を中心に)

オーストラリア、スウェーデン; まったく同じ

ドイツ、日本、イギリス、アメリカ; 片働き世帯の税率 < 単身世帯の税率

【上のような違いをもたらしている(もたらしていない)制度上の特徴(パラメータ)】

オーストラリア 所得控除制度がなく、子が0の場合に、税額控除もないため。

ドイツ 2分2乗方式により、単身者に比べて税が半分になり低い税率が適用されるため。

日本 配偶者控除(含む・配偶者特別控除)のため。

スウェーデン 所得控除も税控除も同じものが適用されるため。

イギリス 税控除の配偶者控除(Married or head of family)197ポンドがあるため。

アメリカ 専業主婦に対しても与えられる所得控除の基礎控除のため。

***結果 1 と結果 2 から次のような結論が導かれる。**

	共働き	片働き	単身
オーストラリア		<	=
ドイツ		=	<
日本		=	<
スウェーデン		=	=
イギリス		<	<
アメリカ		=	<